

チャレンジいばらき隊応援事業申請に係る注意点

1 補助申請者について

- 補助申請ができる方は、以下のとおりです。
 - ① ネットワーカー等連絡協議会
※申請する協議会会長が申請者となります。
 - ② 複数の地域活動員から編成されるグループ
※複数の地域活動員（ネットワーカー）がグループを編成して活動を行う場合には、代表する地域活動員が申請者となります。
 - ③ ネットワーカー等協議会が推薦するボランティア団体等
※協議会としての活動ではないが、そのボランティア団体等の活動に地域活動員が関わっており、協議会として地域課題の解決に資する事業を行っているものと推薦できる団体が申請する場合には、そのボランティア団体等の代表者が申請者となります。
 - ④ いばらきチャレンジクラブ会員である個人が編成するグループ又は団体等
※いばらきチャレンジクラブは、新たに社会活動にチャレンジしようとする方々の情報収集や仲間づくりの場として、令和4年度に設置する会員登録制（無料）のクラブ。
なお、対象となるグループ・団体等は非営利であること。

2 補助額について

- 補助額は、20万円以内となります。
- 補助率は、10/10、補助対象者数は10団体程度です。

3 対象とならない経費について

- 以下の経費は対象となりませんので、ご注意願います。
 - ① 協議会等を運営するための経常的な経費（例：協議会等で事務所を賃借している場合の家賃、光熱水費など。）
 - ② 申請した活動にかかる経費と明確に区分できない経費（その事業のみに使用するために購入したものがどうか判断できないもの。例：パソコンなど）
 - ③ 協議会等の会員に係る経費（活動への謝礼や土産代、移動のためのタクシー代、会議の際の弁当・飲料代など。ただし、熱中症対策としての飲物代は除く。）

4 その他

- 申請を行う場合には、チャレンジいばらき県民運動事務局まで事前にご相談ください。